

# 坂井市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定について

平成31年3月25日策定  
令和4年6月27日改定  
坂井市農業委員会

## 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が法令業務として位置付けられ、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化及び新規参入の促進に積極的に取り組むことが求められています。

本市では、農業従事者の高齢化と後継者・担い手不足など深刻な問題があり、持続可能な力強い農業を実現するためには、人と農地の問題を一体的に解決していく必要があります。

このため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、本市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を次のとおり定めます。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて令和5年を最終年度とした目標を設定し、その結果についての検証を行うものとしします。

## 第2 具体的な目標と推進方法

### 1. 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

現状と目標	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現状 (令和4年5月)	6,600ha	8.7ha	0.13%
目標 (令和5年度末)	6,600ha	7.3ha	0.11%

注)「管内の農地面積」は、耕地及び作付面積統計における耕地面積とする。

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

##### ① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農地法第30条第1項の規定による「利用状況調査」を行い、新規の遊休農地については、同法第32条第1項の規定による「利用意向調査」を実施し、土地所有者の意向を踏まえた上での相談や指導などを積極的に行う。なお、従来から農地パトロールの中で行っていた違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場

活動については、農地利用状況調査の時期に関わらず、適宜実施する。

また、利用状況調査と利用意向調査の結果は、「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

②農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③鳥獣被害にかかる施策の充実について

鳥獣被害による遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止や解消を促進する施策の充実を図り、関係機関との連携を図る。

④多様な農業者の共生について

小規模農家や兼業農家が話し合いにより、農地を守ることを促し、集落営農組織による組織化を推進することにより、遊休農地の発生防止・解消に努める。

## 2.担い手への農地利用の集積・集約化について

### (1) 担い手への農地利用集積目標

現状と目標	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現状 (令和4年3月)	6,600ha	4,667ha	70.7%
目標 (令和5年度末)	6,600ha	5,280ha	80.0%

### (2) 担い手への農地利用の集約・集約化に向けた具体的な推進方法

①「人・農地プラン」の作成・見直しについて

「人・農地プラン」の作成・見直しの際には、積極的に地域の会合に参加し、農家や農地等に関する情報提供・収集に努める。

②農地の利用調整と利用権設定等について

市農業振興課、農地中間管理機構、JA等と連携し、高齢農業者の農地や貸付を希望する農地の情報、農地の出し手や受け手の情報について共有を図り、利用権設定や農地中間管理事業等の活用により、担い手への農地利用の集積・集約を推進する。

③農家等の戸別訪問について

遊休農地を所有する農家や高齢の農家等を戸別訪問し、今後の農業継続や農地の貸借などの意向を把握するとともに、農地の出し手の掘り起こしを行う。

④情報の提供について

市ホームページや広報等を活用し、農地の貸借制度や農地中間管理事業などの積極的な周知に努める。

### 3. 新規参入の促進について

#### (1) 新規参入の促進目標

現状と目標	新規参入者数
現状 (H30年度～R3年度の累計)	39人
最終目標 (R4年度～R5年度の推計)	43人

#### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

##### ① 農業委員会のフォローアップ活動について

担当区域の農業の状況、就農候補地の農地やその周辺での農業経営の状況を伝え、新規参入者（法人を含む。）がその地域で円滑に就農できるよう支援する。

##### ② 企業参入の推進について

担い手が十分確保できない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構を活用し、企業の参入を推進する。

##### ③ 多様な農業者の確保について

今後さらに農業者の減少・高齢化が進行することから、多様な農業者の確保や、特に若者を中心とした新規就農を推進する。

##### ④ 農業の持続的発展の推進について

農業の持続的発展のため、農業就業者の過半を占める女性農業者の社会・経営参画や高齢農業者の活動支援を進めていく必要があり、また、大規模な農業法人や専業農家から小規模農家まで、すべての農家が活躍できるよう、みんなが生きがいを持てる農業の施策を推進する。